

介護サービス情報の公表について

令和5年度管理者研修会

介護サービス情報の公表とは

- ・ 介護保険法に基づき、平成18年4月から開始した制度（根拠法令） 介護保険法第115条の35第1項など

〈介護保険法〉 介護サービス情報の報告及び公表

第115条の35

介護サービス事業者は、〈中略〉サービスの提供を開始しようとするときその他厚生労働省令で定めるときは、政令で定めるところにより、政令で定めるところより、その提供する介護サービスに係る介護サービス情報〈中略〉を、当該介護サービスを提供する事業所又は施設の所在地を管轄する **都道府県知事に報告しなければならない。**

- ・ 「介護サービス情報の報告システム」において、各事業所のID・パスワードを入力し、報告する。

制度の背景について

- 介護保険制度の基本理念である「利用者本位」「高齢者の自立支援」「利用者による選択」を現実のサービス利用場面において、真に利用者と事業者との対等な関係として実質的に保障するため、利用者による介護サービス（事業者）の適切な選択に資する仕組みとして制度が導入された。
- 利用者が介護サービスや事業所・施設を比較・検討して適切に選ぶための情報を都道府県が提供する仕組み
 - ※ 「介護サービス情報公表システム」において、
情報を入手することが可能となっている。

介護施設・事業所等における災害時情報共有システムについて

- ・ 災害時における介護施設・事業所の災害状況を国・自治体が迅速に把握・共有し、被災した施設等への迅速かつ適切な支援につなげるため、公表システムに災害時情報共有機能が追加されている。
- ・ 災害時情報共有機能のシステムの利用にあたっては、公表システムのID・パスワードが必要になる。
※（介護予防）（地域密着型）特定施設入居者生活介護の指定を受けている有料老人ホーム等は、別のID（被災確認対象事業所番号）を使用することとなる。

令和5年度介護サービス情報の報告、調査事務及び情報公表事務に関する計画について

- 令和5年度計画の策定予定：令和5年8月上旬頃
- 計画の基準日：令和5年4月1日
- 計画の期間：計画策定日から令和6年3月31日
- 報告の目安：令和5年9月30日

※計画を策定した場合は、県HPや電子メールにおいてご案内いたしますので、ご報告をお願いいたします。

よくあるご質問について

Q. 介護サービス情報の報告システムのID・パスワードを失念してしまった。

A. 一度通知したパスワードについては、再度通知は送付しておりません。

また、IDは事業所番号になります。

県HPに掲載している「パスワード再発行依頼書」をダウンロードし、提出ください。

Q. システムの操作方法が分かりません。

A. 簡単操作ガイドや操作マニュアル等をご参照ください。

県HPに掲載しております。

参考資料

【厚労省HP】

<https://www.mhlw.go.jp/stf/kaigo-kouhyou.html>

【茨城県HP】

<https://www.pref.ibaraki.jp/hokenfukushi/chofuku/jigyo/kaigo/joho/johonokohyo.html>

【介護サービス情報の報告システム】

<https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/houkoku/08/>

【介護サービス情報の公表システム】

<https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/>